

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝川駐屯地
第345会計隊長 安 田 和 樹

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：Aグループ 陸上自衛隊滝川駐屯地で使用する電気
Bグループ 陸上自衛隊新十津川中継所で使用する電気
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 予定数量・単位：Aグループ 契約電力 398KW 使用電力量 1,779,000KWh
Bグループ 契約電力 10KW 使用電力量 40,300KWh
- (4) 履行場所：陸上自衛隊滝川駐屯地及び新十津川中継所
- (5) 履行期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度または令和01、02、03年度全省庁統一参加資格において、Aグループについては「物品の販売」の「B」等級以上、Bグループについては「物品の販売」の「D」等級以上にそれぞれ格付され、北海道地域に競争参加資格を有する者
- (4) 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
- (5) 「入札及び契約心得」を遵守している者
- (6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 以下の要件を証するための書類を提出し、確認を受けた者
 - ア 電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
 - イ 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、条件を満たしている者（別紙第2「適合証明書」及び別紙第3「特定電源割当計画書」）
 - ウ 履行場所に「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギーを供給でき、その電気は再生可能エネルギー比率100%で供給できる者であること。
 - エ 前項の条件を満たすことを証明する資料の提出を義務付けるものとし、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料（別添参照）を令和3年12月16日（木）1700まで提出すること。

3 契約条項を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、陸上自衛隊滝川駐屯地第345会計隊契約班で示すほか、北方方面会計隊ホームページにも掲載する。

4 入札説明会等

実施しない。ただし、仕様書の内容確認及び現場の視認が必要な場合については、事前に官側（陸上自衛隊滝川駐屯地第345会計隊契約班）と調整すること。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 日 時：令和3年12月21日（火）1000～
- (2) 場 所：陸上自衛隊滝川駐屯地 諸隊会議室

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（但し、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（但し、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載が無い入札書（入札及び契約心得参照）
- (5) 入札開始時刻に遅れた者、又は郵便等による入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
- (6) 電話、電報及びFAXによる入札

8 契約書の作成

落札者は落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成する。

9 落札決定方式及び入札方法

- (1) 単価に基づく総価により当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 入札書（別添「入札書（一例）」に記載する金額は、グループごとに各者において設定する契約電力に対する単一の単価（月額基本料金）及び予定電力使用量に対する単価（小数点第2位とする。）を根拠とし、あらかじめ官側が仕様書で掲示する毎月の予定契約電力及び予定電力使用量に基づき算出した各月の対価の年間総額を入札金額に記載すること。この際、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額（税抜き金額）を入札書に記載すること。
- (3) 郵便による入札を行う場合、グループ別に封筒に「陸上自衛隊滝川駐屯地で使用する電気」、「陸上自衛隊新十津川中継所で使用する電気」と明記・封印し、資格審査結果通知書（写）を同封の上、書留郵便（簡易書留可）にて令和3年12月20日（月）1700必着（郵送したことを電話連絡する。）とする。なお、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施する。
- (4) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

10 その他

- (1) 契約の成立時期については、令和4年4月1日とし、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 仕様書及び適合証明書用紙は、北部方面会計隊ホームページ又は第345会計隊契約班において配布する。
- (3) 入札に参加する者は2（7）エを証するため別添に掲げる書類を令和3年12月16日（木）1700までに第345会計隊契約班（担当：松島）へ提出すること。（郵送等による提出可）また、入札日の前日までの間においてその内容の照会があった場合には、説明をしなければならない。
この際、資格審査結果通知書（写）を提出すること。

(4) 再度入札

ア 期日前入札（郵送等による）者がいない場合、直ちに実施する。

イ 期日前入札（郵送等による）者がいる場合は、令和3年12月24日（金）1000とし、郵送等による場合は令和3年12月23日（木）1700必着とする。（郵送したことを電話連絡する。）

(5) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

(6) 本入札の実施にあたり、不調又は不成立となった場合には、その都度再生可能エネルギーの比率に係る条件を「60%以上」、「30%以上」と変更して再度公告入札を実施する。じ後、不調又は不成立となった場合、条件を付さずに再度公告入札を実施する。

(7) 入札及び仕様書に関する事項の問い合わせ先

ア 入札に関する事項 第345会計隊 契約班（担当：松島）TEL（0125）22-2141（内線343）

イ 仕様書に関する事項 滝川駐屯地業務隊管理科営繕班（担当：橋場）TEL（0125）22-2141（内線322）

11 公告掲示場所

(1) 掲示場所

各駐屯地会計隊（滝川、岩見沢、美唄、旭川、札幌）

滝川商工会議所、岩見沢商工会議所、美唄商工会議所、旭川商工会議所、札幌商工会議所

北部方面会計隊ホームページ（<http://www.mod.go.jp/gsd/nae/fin/>）

(2) 掲示期間

令和3年12月2日（木）～令和3年12月21日（火）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう
 - (1) 資本関係がある場合
 - 次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
 - 次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

適合証明書

令和 年 月 日

住所
会社名
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

項目	番号
① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④ その他 ()	

2 令和元年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和元年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和元年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和元年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組みの有無	点数
④	需要化への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み		

① ~ ④ の合計点数	
-------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載し条件を満たすことを示す書類を添付すること。

注2) 2の「自社の基準値」、及び「点数」には、環境省が示す「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」により算出した値を記載し、記載内容を証明する書類を添付すること。

注3) 1の開示方法(又は参入日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

上記例は、把握できる最新の状況が令和元年度である場合。実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は同じ年度の実績値を使うものとする。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、①令和2年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況、③令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評価の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和2年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.550未満	70
	0.550以上 0.575未満	65
	0.575以上 0.600未満	60
	0.600以上 0.625未満	55
	0.625以上 0.650未満	50
	0.650以上 0.675未満	45
	0.675以上 0.700未満	40
	0.700以上 0.725未満	35
	0.725以上 0.750未満	30
	0.750以上 0.775未満	25
	0.775以上 0.810未満	20
	0.810以上	0
② 令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
	活用していない	0
④ 要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から1年以内）であつて、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限り開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。（令和3年12月16日（木）1700まで提出）

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求められることがある。また、契約事業者は契約期間満了後、可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。書類を添付すること。

(一 例)

再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量 (環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
合計 (kWh)			

総計 (kWh)	

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。

分任契約担当官
陸上自衛隊滝川駐屯地
第345会計隊長 安田 和樹 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

「〇〇で使用する電気」に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 電気事業法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っていることを証明する書類の写し
- ② 別紙第2に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）
- ③ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料（別紙第3「特定電源割当計画書」）

(担当者)

所属部署 :

氏 名 :

TEL/FAX :

仕 様 書	件 名	陸上自衛隊滝川駐屯地で使用する電気
	仕様書番号	第 1 号
	所 属	滝川駐屯地業務隊管理科
	作 成 者	防衛技官 橋 場 一
	作成年月日	令和 3年11月26日

1 概 要

- (1) 需要場所
北海道滝川市泉町236番地
陸上自衛隊 滝川駐屯地
- (2) 業種及び用途
官公署（照明及び動力用）

2 仕 様

(1) 電気方式、標準電圧、周波数等

- ア 供給電気方式 交流三相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
- エ 周波数 50HZ
- オ 受電方式 1回線受電

(2) 契約電力、予定電力使用量

- ア 契約電力 398KW
（各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と、前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）
- イ 予定電力使用量 1,779,000KWh
（月別予定電力使用量は別紙のとおり）

(3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。

(4) 契約期間

自 令和 4年 4月 1日午前 0時
至 令和 5年 3月31日午後12時

(5) 電力量等の検針

- ア 電力会社の検針方法 検針員による検針又は自動検針
- イ 検針結果の通知は、原則毎月1日とする
- ウ 電力量計の構成 変成器付 複合計器（時間常別・精密級）

(6) 需給地点

需要場所における陸上自衛隊滝川駐屯地の施設した区分閉器電源側と北海道電力株式会社の施設した51画27区82図78番12の07柱よりの高圧引込線の接続点

(7) 電気工作物の財産区分点

上記需給地点に同じ

(8) 保安上の責任分界点

上記需給地点に同じ

(9) その他

- ア 力率は、自動力率調整装置を設置し、使用期間中100パーセントを保持する予定
- イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- ウ 非常用自家発電設備（375kVA 1台）を有している。
- エ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書の定めのない供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定については力率は100パーセントとし、燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

令和2年11月～令和3年10月 電力使用量実績

月	最大電力 (KW)	使用電力量 (KWh)	平日使用電力量 (KWh)	休日使用電力量 (KWh)
2. 11	360	143,738	102,017	41,721
12	382	156,433	114,023	42,410
3. 1	390	166,380	113,253	53,127
2	398	151,297	106,787	44,510
3	356	162,272	129,720	32,552
4	398	137,555	100,669	36,886
5	352	131,498	84,894	46,604
6	307	125,897	98,742	27,155
7	299	129,364	92,940	36,424
8	304	124,373	90,486	33,887
9	301	121,244	89,090	32,154
10	352	144,490	106,224	38,266
計	最大 398	1,694,541	1,228,845	465,696

予定電力使用量

月	最大電力 (KW)	使用電力量 (KWh)	平日使用電力量 (KWh)	休日使用電力量 (KWh)
R4. 4	398	144,000	105,386	38,614
5	352	138,000	89,092	48,908
6	307	132,000	103,529	28,471
7	299	136,000	97,708	38,292
8	304	131,000	95,307	35,693
9	301	127,000	93,320	33,680
10	352	152,000	111,745	40,255
11	360	151,000	107,171	43,829
12	382	164,000	119,539	44,461
R5. 1	390	175,000	119,121	55,879
2	398	159,000	112,224	46,776
3	356	170,000	135,898	34,102
計	最大 398	1,779,000	1,290,040	488,960

算出明細書

(滝川駐屯地)業務用電力

月	基本料金		使用電力量 (KWh)	使用電力量料金		使用電力量 (KWh)	使用電力量 (KWh)	単価	金額	合計
	契約電力 (KW)	単価		金額	単価					
4	398	1,870.00	632,621	144,000	18.45	2,656,800			3,289,421	
5	398	1,870.00	632,621	138,000	18.45	2,546,100			3,178,721	
6	398	1,870.00	632,621	132,000	18.45	2,435,400			3,068,021	
7	398	1,870.00	632,621	136,000	18.45	2,509,200			3,141,821	
8	398	1,870.00	632,621	131,000	18.45	2,416,950			3,049,571	
9	398	1,870.00	632,621	127,000	18.45	2,343,150			2,975,771	
10	398	1,870.00	632,621	152,000	18.45	2,804,400			3,437,021	
11	398	1,870.00	632,621	151,000	18.45	2,785,950			3,418,571	
12	398	1,870.00	632,621	164,000	18.45	3,025,800			3,658,421	
1	398	1,870.00	632,621	175,000	18.45	3,228,750			3,861,371	
2	398	1,870.00	632,621	159,000	18.45	2,933,550			3,566,171	
3	398	1,870.00	632,621	170,000	18.45	3,136,500			3,769,121	
計			7,591,452	1,779,000	0	32,822,550	0	0	40,414,002	

※契約電力単価、電力量単価は北海道電力契約標準約款(高圧)令和2年10月1日実施単価による。

算出明細書

(滝川駐屯地)業務用ウイークエンド電力

月	基本料金		使用電力量 (KWh)	平日使用電力量料金		休日使用電力量料金		合 計			
	契約電力 (KW)	単 価		金 額	使用電力量 (KWh)	単 価	金 額				
4	398	2,431.00	822,407	144,000	105,386	16.28	1,715,684	38,614	15.25	588,864	3,126,954
5	398	2,431.00	822,407	138,000	89,092	16.28	1,450,418	48,908	15.25	745,847	3,018,671
6	398	2,431.00	822,407	132,000	103,529	16.28	1,685,452	28,471	15.25	434,183	2,942,041
7	398	2,431.00	822,407	136,000	97,708	16.28	1,590,686	38,292	15.25	583,953	2,997,046
8	398	2,431.00	822,407	131,000	95,307	16.28	1,551,598	35,693	15.25	544,318	2,918,323
9	398	2,431.00	822,407	127,000	93,320	16.28	1,519,250	33,680	15.25	513,620	2,855,276
10	398	2,431.00	822,407	152,000	111,745	16.28	1,819,209	40,255	15.25	613,889	3,255,504
11	398	2,431.00	822,407	151,000	107,171	16.28	1,744,744	43,829	15.25	668,392	3,235,543
12	398	2,431.00	822,407	164,000	119,539	16.28	1,946,095	44,461	15.25	678,030	3,446,532
1	398	2,431.00	822,407	175,000	119,121	16.28	1,939,290	55,879	15.25	852,155	3,613,851
2	398	2,431.00	822,407	159,000	112,224	16.28	1,827,007	46,776	15.25	713,334	3,362,747
3	398	2,431.00	822,407	170,000	135,898	16.28	2,212,419	34,102	15.25	520,056	3,554,881
計			9,868,884	1,779,000	1,290,040		21,001,851	488,960		7,456,640	38,327,369

※契約電力単価、平日使用電力単価、休日電力単価は北海道電力業務用ウイークエンド電力(オプション契約約款)令和2年10月1日実施単価による。

仕 様 書	件 名	陸上自衛隊新十津川中継所で使用する電気
	仕 様 書 番 号	第 2 号
	所 属	滝川駐屯地業務隊管理科
	作 成 者	防衛技官 橋 場 一
	作 成 年 月 日	令和 3年11月26日
1 概 要		
(1) 需 要 場 所	新十津川中継所 北海道樺戸郡新十津川町字大和277-177	
(2) 業 種 及 び 用 途	通信所（照明及び動力用）	
2 仕 様		
(1) 電 気 方 式、標 準 電 圧、周 波 数 等		
ア 供 給 電 気 方 式	交流三相3線式	
イ 供 給 電 圧（標 準 電 圧）	6,000V	
ウ 計 量 電 圧（標 準 電 圧）	6,000V	
エ 周 波 数	50HZ	
オ 受 電 方 式	1回線受電	
(2) 契 約 電 力、予 定 電 力 使 用 量		
ア 契 約 電 力	10KW (各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と、前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)	
イ 予 定 電 力 使 用 量	40,300KWh (月別予定電力使用量は別紙のとおり)	
(3) 供 給 電 気 の 種 類	「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。	
(4) 契 約 期 間	自 令和 4年 4月 1日午前 0時 至 令和 5年 3月31日午後12時	
(5) 電 力 量 等 の 検 針		
ア 電 力 会 社 の 検 針 方 法	検針員による検針又は自動検針	
イ 検 針 結 果 の 通 知 は、原 則 毎 月 1 日 と す る		
ウ 電 力 量 計 の 構 成	電力需給用複合計器（普通級）	
(6) 需 給 地 点	需要場所における陸上自衛隊滝川駐屯地の施設した地中ケーブルの電源側と北海道電力株式会社の施設した51画36区38図94番31の29柱に施設した分岐開閉器負荷側の接続点。	
(7) 電 気 工 作 物 の 財 産 区 分 点	上記需給地点に同じ	
(8) 保 安 上 の 責 任 分 界 点	上記需給地点に同じ	
(9) そ の 他	ア 力率は、自動力率調整装置を設置し、使用期間中100パーセントを保持する予定 イ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書の定めのない供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準(託送)供給条件による。なお、入札価格の算定については力率は100パーセントとし、燃料費調整及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。	

令和2年11月～令和3年10月 電力使用量実績

月	最大電力 (KW)	使用電力量 (KWh)
R2. 11	6	2,583
12	9	3,992
R3. 1	10	4,765
2	9	4,484
3	8	4,081
4	6	3,090
5	5	2,317
6	6	2,073
7	4	2,447
8	6	2,387
9	5	2,190
10	4	2,390
計	最大 10	36,799

月別予定電力使用量

月	最大電力 (KW)	使用電力量 (KWh)
R4. 4	6	3,400
5	5	2,500
6	6	2,300
7	4	2,700
8	6	2,600
9	5	2,400
10	4	2,600
11	6	2,800
12	9	4,400
R5. 1	10	5,200
2	9	4,900
3	8	4,500
計	最大 10	40,300

算出明細書

(新十津川無線中継所)高圧電力I

月	基本料金		使用電力量料金		合計		
	契約電力(KW)	単価	金額	単価		金額	
4	10	1,441.00	12,248.00	3,400	18.21	61,914.00	74,162
5	10	1,441.00	12,248.00	2,500	18.21	45,525.00	57,773
6	10	1,441.00	12,248.00	2,300	18.21	41,883.00	54,131
7	10	1,441.00	12,248.00	2,700	18.21	49,167.00	61,415
8	10	1,441.00	12,248.00	2,600	18.21	47,346.00	59,594
9	10	1,441.00	12,248.00	2,400	18.21	43,704.00	55,952
10	10	1,441.00	12,248.00	2,600	18.21	47,346.00	59,594
11	10	1,441.00	12,248.00	2,800	18.21	50,988.00	63,236
12	10	1,441.00	12,248.00	4,400	18.21	80,124.00	92,372
1	10	1,441.00	12,248.00	5,200	18.21	94,692.00	106,940
2	10	1,441.00	12,248.00	4,900	18.21	89,229.00	101,477
3	10	1,441.00	12,248.00	4,500	18.21	81,945.00	94,193
計			146,976	40,300		733,863	880,839

※契約電力単価・使用電力量単価は、高圧電力I型(オプション契約款)令和2年10月1日実施単価による。

算出明細書

(新十津川無線中継所)高圧電力Ⅱ

月	基本料金		使用電力量料金		合計		
	契約電力(KW)	単価	金額	単価		金額	
4	10	1,727.00	14,679.00	3,400	17.38	59,092.00	73,771
5	10	1,727.00	14,679.00	2,500	17.38	43,450.00	58,129
6	10	1,727.00	14,679.00	2,300	17.38	39,974.00	54,653
7	10	1,727.00	14,679.00	2,700	17.38	46,926.00	61,605
8	10	1,727.00	14,679.00	2,600	17.38	45,188.00	59,867
9	10	1,727.00	14,679.00	2,400	17.38	41,712.00	56,391
10	10	1,727.00	14,679.00	2,600	17.38	45,188.00	59,867
11	10	1,727.00	14,679.00	2,800	17.38	48,664.00	63,343
12	10	1,727.00	14,679.00	4,400	17.38	76,472.00	91,151
1	10	1,727.00	14,679.00	5,200	17.38	90,376.00	105,055
2	10	1,727.00	14,679.00	4,900	17.38	85,162.00	99,841
3	10	1,727.00	14,679.00	4,500	17.38	78,210.00	92,889
計			176,148	40,300		700,414	876,562

※契約電力単価・使用電力量単価は、高圧電力Ⅱ型(オプション契約約款)令和2年10月1日実施単価による。